（維持管理積立金の算定基準）

第十二条の七の七　法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$$A=C\times\frac{\ell}{L}-T$$

この式において、A、C、ℓ、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

A　当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

C　埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額

ℓ　埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数

L　埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数

T　当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

2　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

$$A=C\times\frac{H+s\times\alpha}{N}-T$$

この式において、A、C、H、s、α、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

A　当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

C　埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額

H　当該年度の前年度までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量

s　当該年度の四月から九月（八月以前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量

α　前年度における当該特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況に基づいて都道府県知事が定める数

N　当該特定産業廃棄物最終処分場の埋立容量

T　当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

3　特定産業廃棄物最終処分場について法第十五条第一項の許可を受けた者（以下「特定産業廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、前二項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。

4　第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となるときは、当該年度の維持管理積立金の額は零とする。

5　第一項又は第二項の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（維持管理積立金に係る通知）

第十二条の七の八　法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定産業廃棄物最終処分場ごとに、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。

2　都道府県知事は、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知をしたときは、速やかに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　特定産業廃棄物最終処分場の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号

三　特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月

四　特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積、埋立容量及び当該年度の前年度の残余の埋立容量並びに当該年度の四月から九月までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量

五　特定産業廃棄物最終処分場の設置者に対し通知した維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要

3　機構は、前項の通知に係る維持管理積立金の積立て及び取戻しの状況を、翌年度の六月三十日までに、都道府県知事に対し通知しなければならない。

（維持管理積立金の積立期限）

第十二条の七の九　法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知を受けた特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、当該年度の二月二十八日までに、当該通知に係る額の金銭を機構に積み立てなければならない。

2　機構は、維持管理積立金を積み立てるべき特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金を前項の積立期限までに積み立てなかつたときは、速やかに、都道府県知事に対し、その旨を通知しなければならない。

（維持管理積立金の利息）

第十二条の七の十　法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第五項の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2　法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第五項の利息は、維持管理積立金の払渡しの日については、付さない。

（維持管理積立金の取戻し）

第十二条の七の十一　法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第六項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項又は法第十五条の二第二項の規定により廃止の確認を受けた場合

二　当該年度の維持管理積立金について第十二条の七の七第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となつた場合

三　特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条第一項の許可が取り消された場合において、当該特定産業廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき

2　前項第一号に規定する場合において、特定産業廃棄物最終処分場の設置者又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額（廃止の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、残額）とする。

3　第一項第二号に規定する場合において、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、第十二条の七の七第一項又は第二項の式により算定した数値の絶対値の額とする。

4　前項の場合において、取り戻すことができる額の算定については、第十二条の七の七第五項の規定を準用する。